

2023年9月26日

お客さま各位

高山信用金庫

当金庫のインボイス制度の対応について

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、2023年10月1日よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。

当金庫は適格請求書発行事業者として登録を受けておりますので、当金庫に対してお客さまがお支払いいただいた各種手数料に含まれる消費税につき、当金庫の交付するインボイス（適格請求書）に基づいて消費税の仕入税額控除を受けることができます。

当金庫の主なインボイス制度対応は下記のとおりとなりますので、ご案内申し上げます。

当金庫の適格請求書発行事業者登録番号：T2200005009709

記

1. 当金庫が発行するインボイス（適格請求書）について

営業店窓口、インターネットバンキング、口座振替等でお支払いいただく各種手数料について、「インボイス管理票」をお客さまのご請求に応じて発行いたします。

当金庫とお取引がないお客さまが窓口でタブレットを使用してお支払いいただく各種手数料については、「お取引明細票」または「領収書」を発行いたします。

2. ATMでのお取引について

ATMでのお取引において発生する手数料は原則として3万円未満となりますので、インボイスの交付が不要な「3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等（自動販売機特例）」に該当し、ATMから出力される「ご利用明細」等については、インボイス制度に対応する様式改定を実施いたしませんので、ご了承ください。

また、その場合、お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入控除を受けることが可能となります。

3. 当金庫に対するインボイスのご提出について

当金庫がお客さまから商品の購入またはサービスの提供を受け、当金庫が消費税を含む代金（対価）をお支払いする場合、お客さまが適格請求書発行事業者の登録を受けているときは、当金庫に対してインボイスの提出をお願いいたします。

詳細につきましては、お取引店の窓口までお問合せください。

以上